

意見募集で提出された意見及び
それに対する研究会の考え方(案)

《 目 次 》

1. 「はじめに」に対する意見	1
2. 「4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ」に対する意見	3
3. 「5 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）」に対する意見	20
4. 「6 衛星受信料体系の課題」に対する意見	29
5. 「7 その他研究会で議論した事項」に対する意見	32
6. その他の意見	33
・「1 受信料制度」に対する意見	33
・「2 受信契約等の現状」に対する意見	34
・「3 受信料体系」に対する意見	35
・「8 おわりに」に対する意見	35
・その他の意見	36

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」取りまとめ（案）に対する意見募集結果

○ 提出件数 19件

(1) 放送事業者 1件

- ・ 日本放送協会

(2) 貸しテレビ事業者 10件

- ・ オザキ電化サービス(株)
- ・ (株)三洋ビジネスプランニング
- ・ 総合メディカル(株)
- ・ ナニワ商事(株)
- ・ (株)パナマックス
- ・ 日立キャピタルサービス(株)
- ・ (株)メディウムジャパン
- ・ (株)吉見屋
- ・ (株)リース東京
- ・ (株)理舎

(3) 個人 8件

意見募集で提出された意見及びそれに対する研究会の考え方（案）

1. 「はじめに」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ 受信料は、公共放送機関である日本放送協会(以下、「NHK」といいます。)の放送が、自主的・自律的に行われることを保障する財源として、広く視聴者の皆さまに負担していただいているものです。このためNHKは、負担の公平の徹底に向け視聴者の皆さまのご理解を得られるよう最大限努めるとともに、受信料体系については、時代状況の変化にも対応しつつ視聴者の皆さまのご意見に耳を傾けながら、全体のバランスの上に立って、必要があればこれを見直すなど、自主的・自律的に受信料関係業務の執行に当たってきました。</p> <p>したがって「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」(以下、「研究会」といいます。)により取りまとめ(案)の中で示された、「NHKにおいて、国民の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系についての検討が行われ」べきとの基本的な考え方は、NHKとしても当然のことと受け止めています。</p> <p>こうした観点から、研究会の構成員の方々におかれても、今回の受信料体系の検討と取りまとめ作業に、もとより「見直し先にありき」ではなく、予断なく現状の施策を精査・検証され、中立的な立場に立って冷静に評価されるべく、臨まれたことと思います。</p> <p>しかしながら、公表された取りまとめ(案)の内容は、実際に構成員の方々が研究会の会合で交わされた議論との間に、ときに飛躍があり、また、結論の妥当性の確認が不十分であったり、現状認識が必ずしも正確でない箇所があるのではないかと、との印象がぬぐえません。</p> <p>取りまとめ(案)に盛り込まれた提言内容は、NHKの業務執行の具体的方法そのものに関するものです。NHKは、公共放送の実施に責任ある機関として、実情に合わない不合理な施策であれば採り得ないことをご理解いただきたいと思います。以下に、より良き最終取りまとめとなるようにとの観点から、NHKの考え方および修正</p>	<p>本研究会では、当事者であるNHKのご意見や考え方を念頭に置きつつ議論を行い、報告書を取りまとめたところです。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			すべき具体的な項目を掲げますので、これらを十分に考慮され、その内容を最終取りまとめに反映していただきますよう要望いたします。（NHK）	
	3		○ 平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。 3 （中略）受信料不払いの状況は改善傾向が見られるものの、依然として厳しい状態にあることを真しに受け止め、（以下略）（NHK）	「取りまとめ（案）」P.3に記載したとおり、支払率は、昨年度末からやや改善していることから、ご指摘の趣旨を踏まえ、受信料不払いの状況に関する記述を修正しました。（報告書（案）「はじめに」）
	5		○ 本研究会で実際に行われた議論の内容については、総務省のホームページに「議事要旨」として公表されていますが、意見募集の締め切り5日前に至ってもなお、公表されているのは、6月22日の第2回会合までにとどまっており、第3回から第6回までの具体的な議論の内容が意見募集に応えようと思う全国の視聴者の皆さまに十分に伝わらないままとなっていることは、透明性確保の観点から、残念なことと考えます。（NHK）	ご指摘を踏まえ、総務省ホームページにおいて議事要旨を公表しました。今後、議事要旨の速やかな公開に努めていきます。
	7		○ 放送法が予定しているNHKと政府との基本関係をふまえ、取りまとめ（案）に下線部分を挿入し、次のとおり修正されることを要望します。 7 放送法の規定により、（中略）に当たっては、 <u>言論報道機関としてのNHKに対する政府の関与を最小限にとどめている放送法の趣旨をふまえつつ、この報告書に示された考え方を十分に考慮することを強く期待したい。</u> （NHK）	総務大臣が、収支予算等に附する大臣意見や受信料体系の変更に係る受信規約の変更認可等を行う際に、これらに関する放送法の規定の趣旨を踏まえるべきことは当然に要請されるところであり、その旨追記しました。（報告書（案）「はじめに」）

2. 「4 契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
4	契約率等の算定の母数となる世帯数等の基礎的データ	10	<p>○ NHKとしては、受信契約の契約率や支払率は、現状を把握するためだけでなく、毎年度の予算・事業計画や中長期計画を策定する際に定める受信契約件数等の増加目標の算定等、将来の予測のためにも重要な指標であると認識しています。このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>NHKは、受信料の公平負担の現状を把握するとともに、翌年度さらには中長期的な受信料収入の予測に資するため、受信契約の契約率、受信料の支払率などの受信契約の状況の把握に努めている。（以下略）（NHK）</p>	<p>受信契約の状況の把握目的に関するNHKの認識に係るご指摘の趣旨を踏まえ、修正しました。（報告書（案）P.10）</p>
4(1)	契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の再検討の意義	10	<p>○ 「再検討」とありますが、なぜ「再」なのか、その趣旨が明らかではありません。</p> <p>また、「見直し」とありますが、まず「見直しありき」ではなく、現在行われているものを「精査」したうえで、仮に見直す必要があれば見直すべきものではないでしょうか。その結果、見直しの必要に至らないものについては見直す必要はなく、見直しそのものが目的となることは適当ではないと考えます。「精査」と「見直し」は異なるものであり、取りまとめ（案）の「はじめに」に書かれているように、研究会ではデータの「精査」について検討されたと理解しています。</p> <p>「より高い」という表現は、現状の信頼性が低いかなのような予断を与えると考えます。</p> <p>以上のことから、「再検討」の「再」を削除するとともに、「見直す」という言葉を「精査する」に、「信頼性のより高い」を「信頼性の高い」に修正されることを要望します。</p> <p>（1）契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法の<u>検討</u>の意義 今回の<u>検討</u>は、契約率、支払率の算定の母数となる世帯数等、すな</p>	<p>契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計方法については、これまでもNHKにおいて、「正確な推計とするための努力」が適宜行われてきたところであり、本研究会における検討はこれに更なる検討を加えるものと認識しています。このことを明確にするため、「再検討」と記述したのですが、こうした記述は不要とのご指摘の趣旨を踏まえ、修正しました。（報告書（案）P.10）</p> <p>また、「見直し」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修正しました。（報告書（案）P.10）</p> <p>「信頼性のより高い」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修正しました。（報告</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>わち「契約対象件数」の推計方法を<u>精査</u>することにより、<u>信頼性の高い</u>契約率、支払率の把握を可能とし、公平負担の議論の土台を踏み固めることを目的に行うものである。</p> <p>これ以外にも、取りまとめ（案）では、「見直し」の言葉が使われている箇所がありますが、上記で述べた理由により、「見直し」という言葉を「精査」に修正されることを要望します。（NHK）</p>	書（案）P.10)
4(3)①	推計方法の見直しの基本的考え方	16-17	<p>○ 既に述べた理由により、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>（3）契約率等の算定の母数となる世帯数等の推定方法の<u>精査</u></p> <p>①推計方法の<u>精査</u>の基本的考え方（NHK）</p> <p>○ この部分は、取りまとめ（案）10ページの『このため、NHKは、国勢調査、事業所・企業統計調査などの公的統計を基にしつつ、これらの統計で捕捉することのできない部分については独自の調査も活用することにより、「契約対象件数」を推計している。』の要約となる部分であると考えますので、それに沿った中立的な文章とすることが必要と思われまます。このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>現在のNHKによる契約数等の算定の母数となる世帯数等の推計は、国勢調査や事業所・企業統計調査といった<u>公的統計を基にしつつ、必要に応じ、NHKの独自調査等</u>を利用することにより実施されている。（NHK）</p>	<p>「見直し」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修文しました。（報告書（案）P.16）</p> <p>「公的統計を基にしつつも、」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、修文しました。（報告書（案）P.16）</p> <p>なお、現在のNHKによる契約率等の算定の母数となる世帯数等の推計では、NHKの独自調査等を利用しないプロセスはないことから、「必要に応じ、」との記述は不要と考えます。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ 「より高いもの」という表現は、現状の信頼性が低いかのような予断を与えるとともに、「やむを得ない」という表現は、本来的に望ましくないかのような予断を与えるため、推計により対象数を示すことの積極的な意義を示す観点から、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>他方、推計の結果を利用して算出される契約率や支払率は、国民間の負担の公平性を示す重要な指標であり、国民視聴者にとって<u>信頼性の高いものである必要がある</u>。</p> <p>受信料の支払の対象となる世帯数・事業所数（又は事業所内の部屋数）を直接把握することのできる<u>公的統計がないことから、これを推計によって求めることが当然必要となるが、国民の目から見て信頼性の高いものとするため、例えば、以下のような視点から考えることができるものと考えられる。</u>（NHK）</p>	<p>「信頼性のより高い」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修正しました。（報告書（案）P.16）</p> <p>「やむを得ない」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、修正しました。（報告書（案）P.16）</p>
			<p>○ 推計方法の設計にあたっては、公的統計、独自調査を問わず、利用し得る手段の中から、目的に照らし、最も信頼性が高く、かつ経費効果の高いものを選択すべきであると考えます。公的統計を優先し、独自調査を限定的に利用するといった考え方が常に妥当するとはいえないと考えます。</p> <p>また、公的統計については、経費効果の観点のほかにも、国勢調査のように、統計法に基づく指定統計として、国民の調査協力義務などが定められており、任意の協力に基づく調査では得られない高い精度が得られる公的調査があり、そのような信頼性の高い公的調査を利用できるかどうかは常に検討すべきです。</p> <p>このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>ア <u>信頼性の高い公的統計の活用</u> <u>信頼性の高い公的統計が活用できる推計プロセスには、公的統計が用いられているか。</u></p> <p>イ 契約率、支払率の把握目的との親和性 <u>活用可能な信頼性の高い公的統計が複数ある場合には、（以下略）</u></p> <p>ウ 合理的な調査の活用 <u>信頼性の高い公的統計を活用できない推計プロセスについても、</u></p>	<p>ア～エに掲げた視点は、いずれも推計方法を国民の目から見て信頼性のより高いものとするためのものとして適当と考えます。</p> <p>ご指摘の「統計相互間の統合的な利用」については、活用可能な統計が複数ある場合の留意点であると考えられることから、ご指摘の趣旨を踏まえ、修正しました。（報告書（案）P.17）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>(以下略)</p> <p>エ <u>独自調査等の適切な利用</u> <u>信頼性の高い公的統計によらない独自調査等</u>を用いて行う推計プロセスが適切に行われているかどうか。(NHK)</p> <p>○ 推計プロセスの数を少なくすること自体に意味があるのではなく、むしろ使用する統計の間で重複や欠落がないことが重要な視点であるため、次のおり「オ」を追加されることを要望します。</p> <p>オ <u>統計相互間の整合的な利用</u> <u>複数の統計を使用する場合、統計相互間での欠落や重複がないか</u>。(NHK)</p>	
4(3)② ア	推計の基礎となる統計の見直しの必要性	17-18	<p>○ 既に述べた理由により、次のおり修正されることを要望します。</p> <p>②世帯における契約対象件数の推計方法の<u>精査</u> ア 推計の基礎となる統計の<u>精査</u>の必要性 (NHK)</p> <p>○ 世帯数の逓減傾向が今後どのような推移をたどるか現時点では必ずしも明らかではなく、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」によっけては、果たして本当に大幅な補正が必要になるかも明らかではありません。したがって、取りまとめ(案)の記述は適切でないと考えます。</p> <p>「日本の世帯数の将来推計」は、国勢調査に基づく世帯の将来推計に関して国が行う公的調査として、国民に広く用いられているものですから、仮に同推計に問題があるとするならば、政府においてその点の検討と改善を行うことが望まれます。</p> <p>したがって、取りまとめ(案)を以下のとおりに修正されることを要望します。</p> <p>(前略) 上記方法による時期補正で生じた誤差を補正する必要がある<u>可能性がないとは言えない</u>。(NHK)</p>	<p>「見直し」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ(案)」全体を見直し、必要に応じ、修正しました。(報告書(案) P. 17)</p> <p>現在の推計方法を継続した場合に、時期補正で生じた誤差を補正する必要があるか否かは、現時点では必ずしも明らかでないのご指摘の趣旨は、「取りまとめ(案)」においても記載しており、ご指摘の修正は不要と考えます。</p> <p>なお、大幅な補正が必要か否かは明らかでないのご指摘を踏まえ、時期補正で生じた誤差等の程度に関する記述を修正しました。(報告書(案) P. 18)</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ 「したがって」以降で「連続性の確保」について触れられていますが、その前に連続性について説明することが必要であるため、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>しかし、他の統計を利用して、補正をせず直接にこうした世帯を把握することで、推計を信頼性のより高いものとするのであれば、そうした方法を選択することがより適当と考えられる。</p> <p><u>他方、推計の基礎となる統計を変更した場合は、過去との連続性が失われ、業務に支障を生じるおそれがあることから、そのような連続性にも考慮する必要がある。</u></p> <p>したがって、契約率等の算定の母数の信頼性や連続性を確保するため、推計の基礎となる統計の<u>精査</u>が検討されることが適当である。（NHK）</p>	<p>推計の基礎となる統計を変更した場合、連続性が失われるおそれがあるとのことご指摘の趣旨は、「取りまとめ（案）」P. 19 の表において記載しており、ご指摘の修文は不要と考えます。</p> <p>また、「見直し」との記述については、「取りまとめ（案）」P. 17 の 14 行目から P. 18 の 14 行目までに記載した検討の結果、見直しの検討の必要性を示しているものであり、ご指摘の修文は不適當と考えます。</p> <p>なお、ここでいう「連続性」は、時期補正によって生じる誤差を 5 年に一度補正している現在の推計方法を利用する限り、5 年に一度必ず問題となり得る連続性について記述したものであり、推計方法の見直しの際に一時的に生ずる連続性について記述したものではありません。</p> <p>一方、ご指摘の修文案や「取りまとめ（案）」P. 19 の表中にある「連続性」は、推計方法の見直しの際に一時的に生ずる連続性について記述したものであり、無用な混乱を避けるため、これらの記述に関する必要な修文をしました。（報告書（案）P. 18）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
4(3)② イ	推計の基礎となる統計の見直し	18-20	<p>○ 「国勢調査」は、国民の調査協力義務を背景に、現地で一軒一軒の世帯を確認して調査しているものですが、「住民基本台帳」は住民による自治体への届出数の集計であり、国勢調査の方が、受信契約の基礎となる世帯の把握の点で、親和性が高いと考えます。</p> <p>この点に関して、総務省の「国勢調査に関するQ&A」ホームページでも、「住民登録があるから、国勢調査は必要ないのではないですか？」との問に対して、「住民登録の変更をしないで転居する人がいるため、住民登録による住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があります。このため、議員定数の決定や地方交付税の算定などの基となる法定人口には、一定時点ですべての人口・世帯を調査する国勢調査の結果が利用されています。」と明記されています。</p> <p>また、二人以上世帯と単身世帯ではテレビ普及率が異なるため、NHKでは、国勢調査で調査・公表される「世帯の人数別の数」に基づき、二人以上世帯と単身世帯に、それぞれ異なるテレビ普及率（二人以上世帯は99%、単身世帯は95%）を乗じてテレビ普及世帯総数を推計しています。住民基本台帳では「世帯の人員別の数」が集計・公表されていないために、住民基本台帳を利用する場合は、この推計方法が使えないことになります。</p> <p>このように、住民基本台帳を活用した方法にも誤差やデメリット があることから、初めから「見直しありき」という姿勢を取るのではなく、過去の支払率等との連続性や中長期的な将来予測が可能な「現在の推計方法をそのまま継続する方法」も、検討対象とされるべきと考えます。また、連続性の確保や将来予測が可能な点を、この方法のメリットとして明記されることを要望します。</p> <p>このため、NHKとしては、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを希望します。</p> <p>イ 推計の基礎となる統計の精査 国勢調査と並んで「総世帯数」の推計に利用できる統計としては、住民基本台帳に基づく世帯数がある。国勢調査、住民基本台帳に基</p>	<p>国勢調査、住民基本台帳に基づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であり、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、特段の問題はないものと考えられますが、現地で一軒一軒の世帯を確認して調査をしており、親和性が高いとのご指摘の趣旨を踏まえ、その旨を追記しました。（報告書（案）P.12）</p> <p>なお、ご指摘のとおり、現在の推計方法では、単独世帯と二人以上により構成される世帯に、それぞれ異なるテレビ普及率を乗じるにより、有料の契約対象となり得る世帯のうちテレビが普及している世帯数が推計されていますが、テレビ普及率は、NHKの独自調査である「受信契約状況実態調査」による調査値が利用されています。したがって、例えば、今後、NHKが、この独自調査の中で全世帯に共通のテレビ普及率を推計し、利用することも一つの方法として採用し得るものであり、現在の推計方法への代替手段が選択し得るものと考えます。</p> <p>現在の推計方法が、過去の推計方法との連続性を確保できるのは当然のことであり、これに関する記述は不要と考えます。また、中長期的な将来予測が可能である点については、ご指摘の趣旨を踏まえ、追記しました。（報告書（案）P.19）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方								
			<p>づく「世帯」の定義は、いずれも受信規約における「世帯」の定義とほぼ同様であるが、<u>国勢調査は現地確認を行い、住民基本台帳は届出の受理のみという調査・登録方法の違いがあることから、いずれの統計を利用しても、受信規約との親和性の観点からは、特段の問題はないかどうか精査する必要があるものと考えられる。したがって、アに述べた現在の推計方法の抱える課題と、他方で基礎となる統計を変更する場合の問題点等を考慮して、現在の推計方法をそのまま継続する方法のほか、「一般世帯」、「施設等の世帯」及び「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次的データとして把握している住民基本台帳に基づく世帯数を活用する案を含む、以下の3案についてNHKが検討することが、国民視聴者の目から見た場合に、母数の信頼性等を高めることにつながるものと考えられる。</u></p> <p><u>案の1</u> 現在の推計方法を、そのまま継続する方法</p> <p><u>案の2</u> 推計の基礎となる統計を国勢調査ではなく、住民基本台帳に基づく世帯数とする方法</p> <p><u>案の3</u> 推計の基礎となる統計は国勢調査のままとし、国勢調査が行われない5年間の世帯増を「日本の世帯数の将来推計」ではなく住民基本台帳を利用した時期補正により推計する方法</p> <p>総世帯数の推計に係る案の1～案の3のメリット及び留意点</p>									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 1074 640 1289"></th> <th data-bbox="640 1074 943 1289">案の1 現在の推計方法 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」</th> <th data-bbox="943 1074 1211 1289">案の2 [利用する統計] ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳</th> <th data-bbox="1211 1074 1500 1289">案の3 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="546 1289 640 1497">メリット</th> <td data-bbox="640 1289 943 1497"> <ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査で </td> <td data-bbox="943 1289 1211 1497"> <ul style="list-style-type: none"> 公的統計の統計値をそのまま利用。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施 </td> <td data-bbox="1211 1289 1500 1497"> <ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査 </td> </tr> </tbody> </table>		案の1 現在の推計方法 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の2 [利用する統計] ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の3 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査で 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計の統計値をそのまま利用。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査 	
	案の1 現在の推計方法 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：「日本の世帯の将来推計」	案の2 [利用する統計] ベース：住民基本台帳 補正：住民基本台帳	案の3 [利用する統計] ベース：国勢調査 補正：住民基本台帳									
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査で 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計の統計値をそのまま利用。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施 	<ul style="list-style-type: none"> 公的統計を用いた推計である。 世帯の定義は受信規約とほぼ同様。 調査協力義務を背景に一軒一軒を確認する調査 									

項	項目	頁	提出意見（提出者名）			意見に対する研究会の考え方	
			あり、信頼性が高いとの指摘がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の推計方法との連続性が保たれる。 ・中長期的な将来予測が可能である。 	設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。	<p>であり、信頼性が高いとの指摘がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時期補正には推計値ではなく統計値を利用。 ・ 住民基本台帳は、基本的に「一般世帯」、「施設等の世帯」、「不詳世帯」の区別なく、年度ごとの世帯数を一次データとして把握。 	
(NHK)							
<p>○ 既に述べた理由により、取りまとめ（案）に「NHKにおいて」を追加し、「見直し」を「精査」にするとともに、「より高い」の「より」を削除されることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">NHKにおいて推計の精査を検討するに当たっては、上記のメリット及び留意点を勘案しつつ、契約率等の算定の母数が国民視聴者にとって信頼性の高いものとなるようにすることが重要である。（NHK）</p>			<p>NHKにおける推計の見直しの検討について記載していることは文脈から明らかであり、改めて記載する必要はないものと考えます。</p> <p>また、「見直し」との記述については、推計の見直しについて検討することが母数の信頼性を高めることにつながると考えており、ご指摘の修文は不適当と考えます。</p> <p>「信頼性のより高い」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修文しました。</p>				
<p>○ 住民基本台帳による総世帯数の数字（案の1）を計算に使用したほうがよいと考えられる。当該数字は、毎年アップデートされるので直近の状況を反映することが出来る。（個人）</p>			<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p>				
4(3)② ウ(ア)	その他 別宅等に係る追加的な補正	20	<p>○ 公的老人ホームについては、免除の対象であるため、現在は補正していませんが、免除（無料）契約も含めた全体の受信契約対象世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセスの図の描き方について検討を行っていきたいと考えています。</p> <p>別宅については、居住があるものとして「国勢調査」の世帯数に含まれているものと見ており、追加的な補正の必要はないと考えられています。なお、</p>			<p>公的老人ホームについては、今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p> <p>「取りまとめ（案）」P.20の記載における「別宅」は、住宅・土地統計調査で「居住世帯なし—空き家—二次的住宅—その他」として分類さ</p>	

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>別荘については、テレビの設置がないものも多いと思われていますが、別荘についてのテレビ普及率の調査を行っていないこともあり、すべての別荘がテレビを設置しているとみなしています。</p> <p>このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>これらのうち寮・寄宿舎の学生等及び公的老人ホームについては、<u>上記案の2</u>を採用する場合には補正不要となるが、推計の基礎となる統計を国勢調査とする<u>案の1</u>または<u>3</u>を採用する場合には補正を行うことが適当である。また、別荘及び別宅については、現在補正を行っていない別宅について<u>追加的な補正を行うことが適当かどうか、さらに精査する必要がある。</u>（NHK）</p>	<p>れている住宅を指しているものです。</p> <p>同統計における居住世帯の有無は、「3か月以上にわたって住んでいるか」否かを基本として判断されており、一の世帯に二の住宅が帰属している場合を例に挙げれば、</p> <p>① いずれの住宅においても当該世帯の構成員の一部が「居住」している場合には、同統計において、いずれの住宅も「居住世帯あり」の住宅として取り扱われるため、「居住世帯なし－空き家－二次的住宅－その他」として取り扱われる住宅はないこととなり、</p> <p>② いずれか一方の住宅に当該世帯の構成員すべてが「居住」している場合には、同統計において、当該住宅は「居住世帯あり」の住宅として取り扱われ、他方の住宅は「居住世帯なし－空き家－二次的住宅－その他」として取り扱われることとなります。</p> <p>換言すれば、住宅・土地統計調査では、世帯の構成員がまったく「居住」していない住宅のみが、「居住世帯なし－空き家－二次的住宅－その他」として区分される住宅、すなわち報告書に言う「別宅」として取り扱われています。</p> <p>他方、国勢調査における「一般世帯」は、「住居及び生計を共にする者の集まり」等と定義され、住居を共にしているか否かは、住宅・土地統計調査と同様、「3か月以上にわたって住んでいるか」否かを基本として判断されています。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>以上より、報告書に言う「別宅」は、世帯の構成員がまったく「居住」していないものであり、ご指摘の「居住があるものとして『国勢調査』の世帯数に入っているもの」に当たるものではなく、国勢調査の「一般世帯」数には計上されていないものと考えます。</p> <p>こうした住宅について、受信規約第2条第1項は、「放送受信契約は、世帯ごとに行うものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。」と規定しており、受信契約の対象住居となっているため、推計においては、これを適切に計上すべきと考えます。</p> <p>したがって、報告書P.20の提言のとおり、母数の推計においても、これについて追加的な補正を行うことが適当と考えます。</p>
4(3)② ウ(イ)	住宅着工件数の 活用可能性	20	<p>○ この項では、住宅着工件数の活用可能性について記述するものと考えますので、まずその可否について記述すべきものと考えます。しかるに、左の下線部は住宅着工件数の活用可能性とまったく無関係であり、記述の意味するところが分かりかねます。このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>（イ）住宅着工件数の活用可能性</p> <p>住宅着工件数の増加には、既存世帯が移転するものと移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、既存世帯の移転と新規世帯の増加の正確な比率を把握することは困難であるため、住宅着工件数を直近の世帯数の増加数を推計する際に直接に活用することは困難である。（NHK）</p>	<p>ここでの記述は、住宅着工件数の増加には、</p> <p>① 既存世帯が移転するもの</p> <p>② 移転に伴い新たに世帯が形成されるものがあるが、②については、住民基本台帳を活用した場合にその増加数を把握することができるとの趣旨を記載したものであり、住宅着工件数の活用可能性と関連のある記述と考えます。また、住宅着工件数の活用可能性については、「直接に活用することは困難」と記述しており、ご指摘の修文は不要と考えます。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
4(3)② ウ(ウ)	テレビの故障世帯数等に係る補正	20-21	<p>○ 有料の契約対象者についての契約率・支払率を計算する現状の目的を前提とする限り、テレビ故障・長期不在などの契約対象とならない世帯は、推計プロセスのどの段階で控除しても結果は変わらないと考えますので、現在の取り扱いを行っていますが、契約の対象とならない世帯数も含めた全体の世帯の状況も同時に示すことが必要ではないかという視点もありうることから、推計プロセス図の描き方について検討を行いたいと考えています。（NHK）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p> <p>なお、「取りまとめ（案）」P.21 脚注 26 に示したとおり、「テレビ故障世帯数」、「長期不在世帯数」等は、NHKの独自調査である「受信契約状況実態調査」の結果によるものです。この独自調査における調査方法、サンプリング方法の詳細は、本研究会におけるヒアリング等からは、必ずしも明確とはならなかったことから、本研究会では「推計プロセスのどこ段階で控除しても結果が変わらない」か否かについての判断を留保せざるを得ませんが、これらの方法次第では、「契約対象件数」が過小評価されているものと考えます。したがって、NHKにおいては、「テレビ故障世帯数」、「長期不在世帯数」等に関する推計プロセスの改善（報告書（案）P.20 参照）や、NHK独自調査における質問項目の見直し（同P.23 参照）を実施した上で、「推計プロセスのどこ段階で控除しても結果が変わらない」とする理由が明確となるよう推計方法等を公表（同頁参照）することが適当と考えます。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ テレビ故障世帯を除いてテレビ普及率をもとめているのであれば、最初に有料の契約対象より控除すべきである。</p> <p>3ヶ月以上の長期不在世帯数については、もともと国勢調査対象外であり総世帯数に含まれていないのであるから追加も控除も調整の必要がない。ところが9/21紙資料 page14の脚注：19によれば長期不在世帯数約20万世帯を控除していることになっている。誤りであると思われる。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p>
4(3)③ ア	事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直しの必要性	21	<p>○ 既に述べた理由により、「見直し」を「精査」に修正されることを要望します。</p> <p>③事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査</p> <p>ア 事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査の必要性</p> <p>イ 事業所における「契約対象件数」の推計方法の精査（NHK）</p>	<p>「見直し」との記述については、ご指摘の趣旨を踏まえ、「取りまとめ（案）」全体を見直し、必要に応じ、修正しました。（報告書（案）P.21）</p>
4(3)③ イ	事業所における「契約対象件数」の推計方法の見直し	21-22	<p>○ 取りまとめ（案）では、ヒアリングに出席されたホテル関係有識者の方がお持ちになっていた何らかの独自データに照らし合わせて、「衛生行政報告例」のホテルや旅館の数値が正しいという見解を述べられたような予断を与えかねませんが、その方のご発言の真意は、特段独自データがある訳ではなく、たんに「衛生行政報告例」が厚生労働省の公的統計であるがゆえに、正しいはずであるという趣旨であったと考えており、このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>（ア）衛生行政報告例の統計は、<u>厚生労働省の公的統計であるので、ホテル・旅館の客室数が概ね正しく報告されているはずであること</u>（NHK）</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、公開ヒアリングに関する記述を修正しました。（報告書（案）P.21-22）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ 「衛生行政報告例」によるホテル・旅館の室数「約155万室」は、旅館業法に基づく旅館業の営業申請に対して自治体が許可を行った件数（許可件数マイナス廃止件数）が、自治体から厚生労働省に報告され、その数字を積み上げたものです。行政上の必要から集めたデータをもとに作成された統計であり、内容の更新が適切になされていることがデータの信頼性の前提となります。</p> <p>NHKでは、九州地方、中国地方の中核市である熊本市、下関市を例に、旅館業法の許可を受けているホテル・旅館の存否調査を、電話帳や住宅地図などにより行いました。すると、宿泊施設として現存していると推測されるものは、熊本市では77%、下関市では46%にとどまる一方、電話帳にも住宅地図にも見当たらないなど、既に廃業していると考えられる施設は、熊本市では23%、下関市では54%にも及んでいました。当該自治体や厚生労働省の担当者からは、廃業していたとしても廃業の届けがない以上、職権では抹消できない旨を伺っています。</p> <p>この調査結果から、NHKとしては、取りまとめ（案）における『法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられる』という記述について、十分な根拠のある疑問を持つに至っています。</p> <p>もっとも、どのような統計でも誤差が生じることはやむを得ないことであり、「衛生行政報告例」のデータを使用するよう求めるのであれば、上記で示した十分な根拠のある疑問を払拭できるデータを示していただく必要があると考えます。示すことができないのであれば、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。なお、疑問が払拭されるデータが示されるのであれば、NHKとしても、「衛生行政報告例」の使用について積極的に検討していきたいと考えます。</p> <p>この件につきましては、業務への影響が大きく、データの信頼性にも関わるため、NHKが独自に自治体に公文書公開請求をしたうえで調査した結果、判明したものです。事務局におかれましても、あらかじめ統計の実態や目的について調査されたうえで、課題として提起されることを要望いたしま</p>	<p>「取りまとめ（案）」P.21に記載のとおり、受信規約は、「事業所等住居以外の場所」について、「設置場所ごと」（部屋ごと）の契約締結を原則としており、現在の推計は、事業所を「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」に分類した上で、公的統計（事業所・企業統計調査）に基づくそれぞれの事業所数にNHKの独自調査による一事業所当たりの「テレビ設置平均室数」を乗ずることにより行われています。</p> <p>このため、本研究会では、事業所における「契約対象件数」の推計方法について、まずは、NHKの独自調査における調査方法やサンプリング方法の詳細について検討し、議論することが必要と考え、NHKに対し、第1回会合終了後、これらに関する詳細を提供していただくよう依頼しました。</p> <p>しかし、NHK独自調査における調査方法やサンプリング方法の詳細については、「取りまとめ（案）」P.22脚注27にも記載したとおり、調査会社との契約上の守秘義務があるため、十分に明らかとはならなかったところです。</p> <p>これを受け、本研究会では、上記の「ホテル・旅館」、「病院」、「その他」の分類うち、比較可能と考えられる公的統計（衛生行政報告例）の存在する「ホテル・旅館」に焦点を絞って議論を行い、「取りまとめ（案）」では、NHK推計によるテレビ設置室数約80万室と衛生行政報告例における客室数の合計約155万室との乖離について、独自調査の調査手法が原因であることも否定できないと指摘した上で、許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>す。</p> <p>以上の理由により、取りまとめ（案）を適切に修正されることを要望します。</p> <p>例えば、より正確に事実関係を叙述する観点も含めて、取りまとめ（案）を次のように修正されることも考えられます。</p> <p>これについて、NHKからは、事業所・企業統計調査と衛生行政報告例の2つの統計の<u>対象範囲の違いにより数値の差が生じている可能性があり、今後精査したいとの説明が行われたが、統計の性格の違いのみでこのような大きな数値の差が説明できるかについては疑問の余地がある。</u>そもそも、現在の推計は、公的統計（事業所・企業統計調査）と独自調査結果を組み合わせるにより行われているが、この独自調査の調査手法については、本研究会におけるヒアリングにおいても、<u>調査会社との契約上の守秘義務を理由に、十分な説明が行われなかったものであり、衛生行政報告例の統計値との大きな乖離の原因であることも否定できないが、本件については、法律に基づく許可件数の積み上げである衛生行政報告例の方が信頼性がより高いものと考えられるかどうか、疑念を生じさせる実例も存在するため、さらに精査する必要がある。</u></p> <p>また、NHKは、（中略）母数推計の信頼性を確保するための<u>精査</u>を行っていくことが必要である。（NHK）</p>	<p>がより高いとの見解を示したものです。</p> <p>今般の意見募集におけるご意見の中で示された調査は、一部の都市に限定されたものでありますが、この乖離について説明しようとする試みであり、より信頼性の高い推計に向けた取組みの一環として評価し得るものと考えます。</p> <p>他方、仮に顕在化していない廃業施設があるとしても、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 過去10年間のホテル施設数の増加傾向や旅館施設数の減少傾向を踏まえれば、ご意見の中で示された「既に廃業している施設」とされたものの多くが旅館であるとの推定が可能なこと ② 過去10年間の衛生行政報告例におけるホテル・旅館1施設当たりの部屋数の平均が20～24室の間で推移していること ③ このうちホテル1施設当たりの部屋数の平均は75～78室、旅館1施設当たりの部屋数の平均は14～16室の間で推移していること <p>を踏まえれば、</p>
			<p>○ 「ホテル・旅館」のテレビ設置室数については、衛生行政業務報告例による客室数を使用するのが最も妥当と思われる。（NHKの推計と75万件も異なるのは、定義の違いによる誤差というにはあまりにも違いすぎている。）公開ヒヤリングでも、関係者からも155万室はほぼ妥当な数字であるとの証言もある。（個人）</p>	<p>ア ホテル・旅館施設数全体に占めるホテル施設数の比重は統計に示されたものよりも高く、過去10年間で統計上は20～24室と計算される部屋数の平均は、実態としては、これよりも大きいのではないかとの指摘や、</p> <p>イ その結果、ご提示いただいたデータによって、むしろ全国のホテル・旅館1施設当たりの部屋数の平均の実態とNHK独自推計の結果である約13.9室との乖離は、本研</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>研究会が「取りまとめ（案）」を策定した時点で想定していたものより大きいのではないかとの指摘もあり得るところです。</p> <p>そもそも、ここでの議論の本質は、現在の推計方法が、国民の目から見て十分に信頼性の高いものであるか否かにあり、本研究会が取り上げた課題は、NHKが「現在の推計結果は十分な信頼性を有する」とする理由を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象となる事業所数は事業所・企業統計調査を基にしていること ② テレビ平均設置室数等は、NHKの独自調査において外部機関が分析・算出した数値であること <p>と説明するなど十分に説明し切れていないことから惹起されているものです。</p> <p>本研究会としては、まずはNHKにおいて、独自調査における「テレビ設置平均室数」等について、例えば、「取りまとめ（案）」P.22～23 に対してNHKから寄せられたご意見にあるように、外部の専門家のアドバイスを受ける仕組みを導入するなど信頼性を確保するための不断の取組みを行うとともに、国民視聴者に対し、その信頼性について十分な説明を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>なお、こうした考え方は、「ホテル・旅館」だけでなく、「病院」、「その他」の分類についても共通のものと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、必要な修正をしました。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
4(3)④ ア	その他 NHKの独自調査	22-23	<p>○ NHKの独自調査については、これまでも、調査方法の改善など不断の努力を行ってきましたが、今後さらに、外部の専門家のアドバイスを受ける仕組みを導入するなどして、よりいっそう信頼性の高いものとなるようにしたいと考えます。</p> <p>ただし、その際には、取りまとめ（案）でご指摘いただいているとおり、調査コストと信頼性のより高い推計を行うことの効果を見極める必要があると考えます。（NHK）</p> <p>○ 当計算プロセスにおいて、同居型世帯数（約266万世帯）が総世帯数より控除されているが、国勢調査とNHKの受信規約とは、一般世帯の定義をほぼ同様に定めている。よって、基本的に調整する必要はないと考えられる。同一住居にあっても、同一生計を営むのではないとして、国勢調査上別世帯として計上されている数字をNHK独自調査に基づき、同一生計を営むとし、推計を行い、国勢調査の総世帯数を下方修正するのは誤りである。実際面からみても、仮に2世帯同居であったとして仮定した場合、266世帯の2倍の532万世帯について国勢調査が誤っていたことになり考えられない。因みに当該数字を控除しないで計算すると有料契約対象世帯数は4,675万世帯となる。世帯契約率は72.9%（NHKは、77.2%）、支払い率は66.6%（同70.0%）となる。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p> <p>なお、外部の専門家のアドバイスを受ける仕組みの導入という具体的な取り組みについての記述を追記しました。（報告書（案）P.23）</p> <p>国勢調査では、「一般世帯」を「住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者」と定義しています。また、「受信規約」では、世帯単位の受信契約を基本とし、「世帯」を「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」と定義しています。</p> <p>したがって、生計を別にする二の世帯が同一の住居に居住している場合であって、これらの世帯が当該住居において一の受信機のみを設置しているときは、国勢調査はこれらの世帯を二世帯として計上することとなりますが、こうした場合の受信契約は、受信規約に基づき、これらの世帯のうち当該受信機を設置した一の世帯のみが締結することとなります。このため、契約対象件数の推計では、国勢調査の世帯数からこうした同居型世帯を控除する必要があるものと認識しています。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり、同一の住居に居住し、同一の生計の場合等には、国勢調査の世帯数として計上される数と受信契約を締結しなけ</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>ればならない数とが一致するため、こうした世帯を「同居型世帯」として国勢調査の世帯数から控除することは不相当と考えます。したがって、これらのケースを明確に区別し、真に控除すべき同居型世帯のみを控除すべきであり、P. 22-23 に指摘したとおり、法令及び受信規約との親和性が高まるよう独自調査の質問項目を見直すなど不断の見直しを行うことが適切と考えます。</p>
4(3)④ イ	推計方法等の公表	23	<p>○ NHKとしても、視聴者の皆さまからの信頼を高める観点から、透明性をよりいっそう高めていくことが重要であると考えます。月ごとの受信契約件数などの基本的なデータは、現在でも既に公表していますが、今後も、NHKのホームページ等で、毎年度の受信契約状況を公表することを検討するなど、数値的な指標をはじめ、受信料制度全般につきまして、透明性をより高める努力を行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、NHKの営業活動の単位である期（2か月）ごとに契約率を公表しても、その変化は微小であり、また期ごとの母数の変化を示す公的統計もありません。こうした短期間の周期での公表については、契約率よりも、受信契約数やその増減数自体を公表する方が適切であると考えます。（NHK）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p> <p>なお、受信契約の状況などの基礎的データについては、それらが公平負担を示すための重要な指標であることを十分考慮すれば、把握や選定が比較的容易なものについては、可能な限り月次で示すことが望ましいと考えます。</p>

3. 「5 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
5(4)①	受信料体系の見直しに関する各方面からの意見・要望等	30-31	<p>○ NHKは、研究会に対し、受信料に関する各種の資料設定やヒアリング対応等を通じて、研究会のヒアリングのご要請にお応えする形でできる限りご協力してきました。しかしながら、取りまとめ（案）において、検討中の受信料体系の見直しについてのヒアリングで、NHKから『十分な説明は行われなかった』との評価が、詳細に記述されています。</p> <p>NHKとしては、検討中の事項でもあり、その時点で説明できることには制約もありましたが、その中で可能な限りお尋ねのあったことに誠実にお答えしたつもりです。今後も、検討状況に応じて、説明できることは視聴者の皆さまに誠実にご説明していく考えです。</p> <p>とくに、平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。</p> <p>こうしたNHKの基本方針をご理解のうえ、取りまとめ（案）の記述においては、適切に取り扱われるよう要望します。</p> <p>上で述べた理由により、取りまとめ（案）を、例えば次のように修正されることを要望します。</p> <p>他方、NHKからは検討中の受信料体系の見直しに関する考え方を聴取したが、<u>以下のア～エに掲げる事項について、公開ヒアリングの時点では、NHKにおいて検討中のものであり、成案に至っていないものや、試算が確定していないものもあったため、十分な説明は行われなかった。</u>（NHK）</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、公開ヒアリングにおけるNHKの説明に関する記述を追記しました。（報告書（案）P.30）</p> <p>また、今後の取組みに関するNHKの考え方に関する記述を追記しました。（報告書（案）P.32）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>ア 「半額程度」という割引率の妥当性 二契約目以降の受信料を半額程度とする割引率については、（中略）<u>十分な説明は、公開ヒアリングの時点では行われなかった。</u></p> <p>イ 新たな事業所割引と公平負担との関係 新たな事業所割引は事業所間の負担の在り方を抜本的に見直すものであるため、（中略）<u>公開ヒアリングの時点では、NHKから、新たな事業所割引がなぜ公平負担につながるのかという点について十分な説明は行われなかった。</u></p> <p>ウ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響 公開ヒアリングでは、（中略）<u>公開ヒアリングの時点では、試算の前提条件、試算方法等この試算の根拠に関する詳細な説明はなく、（中略）見解が示された。</u></p> <p>エ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法 新たな事業所割引は、（中略）<u>公開ヒアリングの時点では、具体的な確認方法に関する説明は行われなかった。</u>（NHK）</p>	<p>「取りまとめ（案）」P.30の2行目から16行目までの文脈から、公開ヒアリングにおけるNHKの説明に関する記述であることは明確であり、また、ヒアリング後、これらの事項に関する十分な説明が行われたものでもないことから、ご指摘の修文は不要と考えます。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者サイドからすれば、自ら望んで入院している訳ではなく、数少ない娯楽のテレビを自宅で受信料を支払っているにもかかわらず病院で二重払いするのは不合理である。（三洋ビジネスプランニング） ○ 病院のベッド横にあるテレビについて、患者が直接自宅よりテレビを持って入院した場合はNHK受信料免除でレンタル会社が設置しているテレビは受信料がかかる。は不条理であり是正すべき。患者は自分が望んで病院へ入院するのではなく、体調不良で入院を強いられる入院での唯一の娯楽であるテレビについて、自宅でNHK受信料を支払っており、テレビ業者が設置しているテレビにも受信料がかかるのは、患者からしてみれば二重払いと考える。（総合メディカル） ○ 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持ち込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、 	<p>受信規約では、病室に設置された受信機に関する受信契約について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者が自ら設置した受信機については、病院を当該患者の属する住居の一部とみなしているため、当該患者が受信契約を締結している場合には、新たな受信契約は不要とされており、また、例えばホテルに設置された受信機と同様、 ② 貸しテレビ事業者が設置した受信機については、当該貸しテレビ事業者が受信契約を締結することとしているため、新たな受

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。（ナニワ商事）</p> <p>○ 自ら望んで病気入院してるわけではなく、病気という弱者の立場になった人から、自分の家庭でもNHK受信料を払っているにも拘らず受信料が必要ということは二重払いではないかと思えます。是非とも免除すべきと考えます。（パナマックス）</p> <p>○ 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持つ込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。（日立キャピタルサービス）</p> <p>○ 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持つ込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。（メディウムジャパン）</p> <p>○ 病院のベッド脇のテレビについては、患者さんが①自宅から持ち込んだり、貸しテレビを借りる場合、と②初めからベッド脇に設置している場合で、</p>	<p>信契約は不要とされています。</p> <p>したがって、現在の受信規約上は、病院の病室において二重契約となることはなく、受信料の支払いも二重払いとなることはないものと認識しています。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>NHK受信料の取扱が異なることは、不合理である。①は自宅で患者さんが払っているから受信料不要で、②は初めからベッド脇に設置しているから必要、というNHKのルールは是正すべきと考えます。自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。基本的に免除すべき受信料と考えます。また、療養型や社会的入院の場合は低所得者も多く、通常ならば免除になる人たちも一括りに受信料を徴収するのは納得できません。（吉見屋）</p> <p>○ 病院に入院される患者さんは自ら望んで入院していることはありません。何らかの病に冒され仕方なく治療・療養を行なうために入院しています。そのような状態であっても、社会的に取り残されず、退院後に即社会復帰することを考えての情報収集手段としてのテレビ、または入院中の数少ない娯楽であるテレビ、場合によっては治療を目的とした意味でのテレビ（刺激的な役割をすることによる痴呆予防等）、と一般的家庭においてあるテレビとは少し意味合いが違います。このような様々な目的を持っている病院病室に置かれているテレビについて、NHK受信料が必要という見解は、形式だけに則っているだけであり、弱者に対する配慮がまったく無いと考えます。まして、基本的には自宅で受信料を支払っているにも拘らず、さらに入院中に使用するテレビにも受信料がかかっているというのは二重払いに当たると考えます。福祉的施設と同様に免除すべきと考えます。（リース東京）</p> <p>○ 自ら望んで行なうことでない入院という状態で、数少ない娯楽であるテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。（個人）</p> <p>○ 普通、止む無く入院という状態で、見るテレビについて、自宅で払っているにも拘らずNHK受信料が必要というのは二重払いに当たると考えます。免除すべきと考えます。視聴するという観点から考えると、見る主体は「ひと」であり、その人がNHK受信料を払っている前提で考えると、事業者に対する賦課自体が、二重払いと考えます。従って、英国の制度が理にあって</p>	

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>いると思っております。（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="546 229 1525 357">○ 集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。（オザキ電化サービス） <li data-bbox="546 373 1525 692">○ 設置業者サイドからすれば、レンタルコストの上がる（ブラウン管から液晶テレビ、地上波デジタルチューナーの取付E T C）なか、早期退院や高齢者の増加により売上の低下傾向が止まらない状況下での受信料負担は経営を左右するほどの重大事項である。 NHKのコスト削減意識が民間企業ほど真剣に検討されているのか疑問に思う。コスト削減により大口割引の還元をして頂きたい。（三洋ビジネスプランニング） <li data-bbox="546 708 1525 932">○ ホテル・病院のようにテレビ台数が多い事業者に関し、NHK受信料の負担についてホテル病院の稼働率という要素を加味すべきだと考えます。 集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引引きとして還元して頂きたい、これは、契約率のアップにも結びつくと思います。（総合メディカル） <li data-bbox="546 948 1525 1315">○ 通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。（ナニワ商事） <li data-bbox="546 1331 1525 1458">○ 通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。集金のコスト削 	<p>具体的な受信料体系は、まずはNHKにおいて検討されるものであり、「取りまとめ（案）」に記載したとおり、受信料体系の見直しの検討に当たっては、世帯や事業所の社会的実態等を勘案しつつ、受信料体系の公平・公正性確保の観点から、複数の要素に検討を加え総合的な判断がなされるべきと考えます。また、受信料体系の改定に先立っては、NHKにおいて国民の意見を聴取する機会が設けられることが必要であるほか、公表の際には、様々な意見・要望に対するNHKの考え方が明らかにされるべきと考えます。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。</p> <p>ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。（メディウムジャパン）</p> <p>○ 通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。</p> <p>ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。（吉見屋）</p> <p>○ 入院中は視聴時間も制限され長時間の視聴は出来ません。業者としては、患者さんのテレビ視聴時間により経営が成り立っており、通常家庭で視聴する状況とは余りにも条件が違いすぎます。まして、そのような条件の下で同額の受信料負担は納得できません。業界毎の受信料体系の見直しは出来ないものでしょうか？（理舎）</p> <p>○ 契約の単位の問題であるが、病院の場合、私の入院の経験からいっても、テレビは必ずしも病室に固定して設置されていません。ベッドの傍の移動式収納台におかれることが多く、入院患者の手術の都合などで、移動されることが多かったように記憶しています。時に8人になったり、5人になったりです。ときには一室空っぽになり、ベッドとともに片付けられてしまうこともありました。よって、病院の場合は、部屋単位ではなく設置のテレビ台数に基づき割引等検討のベースとしてはどうでしょう。業者の申告に委ねるので、不正の心配もありますが。ホテル・旅館の場合は、部屋に固定的に設置されるので、部屋単位でよいでしょう。</p>	

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>ホテル及び病院のレンタル事業者とも90%以上の大幅割引を求めているようですが、NHKは業者のいいなりにならないで自ら経営資料を求めて、十分経営実態を把握の上、どの程度割り引くのが、妥当か検討していただきたい。正規価格と割引後価格が2倍を超えないようにするとの文言もあるが、ゼロと一を足して2で割るような「半額程度とするロジック」では納得が得られない。諸外国の多数契約等割引のロジックは、どうなっているのか、よく検討してみる必要もありましょう。単純にイギリスが、こうなっていますからでは、国民の理解は到底得られますまい。(個人)</p> <p>○ 通常数台しかないテレビの事業者と、ホテル・病院のように、台数が非常に多い事業者と同じに扱うのは、ホテル・病院に過大な負担となります。大口利用者に対する負担は英国と同程度とすべきと考えます。集金のコスト削減のためにも、業界団体でNHK受信料を取りまとめ、そのコスト削減効果を大口割引として還元していただきたい。これは、契約率のアップにも結びつくと思います。</p> <p>ホテル・病院のように台数が多い事業者に関しては、NHK受信料の負担について、稼働率という要素を加味すべきだと考えます。(個人)</p>	
			<p>○ ワンセグを利用した携帯電話・パソコンによるテレビ視聴が多くなり、病院設置のテレビへの視聴率の低下が心配されます。この場合のNHKの取り組み方は如何になるのでしょうか。</p> <p>病院患者様の高齢化が進み、テレビの視聴率が低下してきている。NHKの視聴料金のウエイトが、企業利益の中での負担ウエイトが大きく、テレビシステム運営に携わる従業員の生活保障を圧迫する事が懸念される。(ナニワ商事)</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
5(4)②	受信料体系の見直しの検討の視点	31-32	<p>○ NHKとしては、従来の受信料体系改定の考え方との整合性については、社会的変化をふまえ、従来からの延長だけではなく、違った視点からの考え方をとることが必要な場合もありうると考えます。</p> <p>また、取りまとめ（案）の28ページにあるとおり、多数契約一括支払に関して、諸外国や他企業を参考に割引率を設定した先例もあります。</p> <p>このため、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合性をどう考えるか</p> <p>ウについては、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではないと考えます。（NHK）</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、従来の受信料体系改定の考え方との整合性に関する記述を修正しました。（報告書（案）P.31）</p> <p>なお、報告書（案）P.31に挙げた受信料体系の見直しの検討の視点は、受信料体系見直しの際に検討されることが適当と考えられる要素を例示したものであり、このうちウについては、割引を導入することにより受信料収入が減収とならないことを基本とすべきと考えますが、ご指摘のとおり、受信料収入が減収となる割引の導入が必ずしも否定されるものではありません。ただし、仮に受信料体系の見直しが受信料収入の減収につながる場合には、減収となっても受信料体系の見直しを行うことについて合理的な理由が必要と考えられ、そのような見直しを行う理由を、受信料体系見直しに係るパブリックコメントの実施や、パブリックコメント等で提出された意見・要望に対するNHKの考え方を明らかにする際に、明確にする必要があるものと考えます。</p>
			<p>○ 平成20年度の予算・事業計画の策定の過程で、事業所の半額特例等を導入する場合には、その具体内容と、それが受信料収入に及ぼす影響や事業所契約率の変化等の試算内容を明らかにしていく考えです。</p> <p>NHKでは、受信料体系のあり方について、視聴者の皆さまのご意見を反映させることは、受信料制度へのご理解をいただくうえで重要なことであると考えており、視聴者の皆さまのご意見の収集をよりの確・適切に行う具体的な方法につきましては、今後、検討していきます。（NHK）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。</p> <p>パブリックコメントなどにおける国民視聴者の意見等に対するNHKの考え方を明らかにする点については、御意見の中では明確に言及されていませんが、「取りまとめ（案）」P.32の記載のとおり、パブリックコメントなどを踏まえ、最終的に受信料体系の改定を公表する際には、</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				<p>パブリックコメントなどにおける国民視聴者の意見、第4回のヒアリングで示された意見・要望を含む日ごろからNHKに届いている様々な意見・要望に対するNHKの考え方が明らかにされるべきと考えます。</p>

4. 「6 衛星受信料体系の課題」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
6(1)①	マンション等の集合住宅における衛星受信契約の現状と課題	33	<p>○ 地上契約を締結している薄型テレビの保有者が、衛星放送を受信できる環境を整備している集合住宅に転居した場合、転居がなんらかの公的理（災害、再開発等による強制性のある移住）によりやむを得ず、行われる場合は、従前の地上契約を例外的に継続可とする措置を講ずるべきであろう。通常の引越しであれば、当該マンション等に衛星放送が見られる環境が整っていることを承知の上で自分の意思で転居するのだから、適用にはならない。（個人）</p>	<p>一般に、転居に際し、衛星放送を受信しうる共有アンテナが整備されているか否かを転居の判断要素の一つとすることはあり得ても、これが転居の可否を決定付ける要因となるとは考えられないことから、ご指摘の強制性のあるものだけでなく、転居一般について、「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」という受信規約上の契約者種別に「自動的に」分類されたと言ったとしても、それは不合理には当たらないのではないかと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の公的理由は、その一部になり得るものと考えます。</p>
6(1)② 6(3)	衛星受信料体系についての検討等	34-37	<p>○ 受信料は、公共放送NHKの主たる財源であり、放送法に基づいてテレビをお持ちの視聴者の皆さまにご負担いただくことにより、NHKの活動の高度な自主性・自律性を財源面から保障しています。衛星受信料については、放送法および受信規約の条項に基づいて、地上放送と同様、衛星放送を受信できる設備を設置した場合は衛星受信契約を締結していただくことを原則としています。今後もこの原則に変わりはありません。</p> <p>今回、研究会から取りまとめ（案）としてご提言いただいた措置については、原則に立ち返れば、導入は難しいものと考えますが、一方で、措置の対象として考えられている視聴者のご要望に実際にお応えすることができるのかどうか、すなわち、日々、大量の受信者の異動情報を取り扱うなかで、対象となる場合を誤りなく把握し、同時に不正利用を確実に防止できるような有効な具体的方法を見出せるかどうかを、NHKとしても、様々な観点からしっかりと検討していきたいと考えます。</p>	<p>いわゆるAM方式のマンション等の集合住宅への転居者については、ご指摘のとおり、本件の措置の対象とはなりません。これは、「取りまとめ（案）」P. 36に記載の「外部環境の変化後に、衛星放送を受信しているという受信実態がある場合」に該当するためです。</p> <p>また、措置の対象については、「取りまとめ（案）」P. 36-37において、「衛星放送を受信できる住環境の変化やケーブルテレビシステムの高度化などの外部環境の変化によって、自動的に受信規約上の『衛星放送を受信できる受信機を設置した者』に形式的に該当したとして取り扱われる者について、外部環境の変化後において</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>しかしながら、今回の措置を導入した場合でも、いわゆるAM方式のマンションにお住まいの方（衛星放送を地上アナログ放送と同じ信号方式にして伝送する、いわゆるAM方式の共同受信設備のあるマンション等に転居したため、地上放送用テレビを設置するだけで衛星放送が受信できる場合。NHKの調査では、AM方式のマンション等は、提言案で触れられた衛星受信機が必要なマンション等よりも、数としては多いのではないかと見ています。）については、措置の対象とならず、依然として衛星契約の締結が必要となります。</p> <p>今回の措置を導入することによりかえって不公平感を増幅することにならないよう、措置の対象が限定される理由を、そのような視聴者の皆さまにご理解いただかなければいけない点も課題です。</p> <p>さらに、今回の措置については、どのような場合が措置の対象なるか、その要件が一見して明確とは言いがたいと考えます。したがって、今回の措置を導入した場合には、措置の対象となるかどうかという判断が難しい場合がひんぱんに生じるおそれがあり、ひいては「衛星放送を視聴する意思がなければ、衛星契約は不要である。」という、今回の措置に関する誤った理解が広がりかねず、そのような混乱を生じることのないように配慮しなければならない点も課題です。</p> <p>したがって、NHKとしては今のところ、研究会から取りまとめ（案）としてご提言いただいた措置の導入について、確たる見通しを持ち合わせてはいませんが、同時にこの課題に関しては、このような検討にあわせ、視聴者の皆さまに、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方々に広く受信料を負担いただくことにより、公共放送の事業運営が可能になるという受信料制度の意義をご理解いただくようお願いするとともに、一人でも多くの方々に衛星放送をご覧いただけるよう、その魅力を高める不断の努力をしていかなければならないと考えています。</p> <p>こうしたNHKの姿勢をご理解いただき、取りまとめ（案）を次のとおり修正されることを要望します。</p>	<p>も、衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合」と明確にしている上、P. 33 及びP. 34 で具体的に例示しています。</p> <p>なお、「受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものである」との原則について、ご指摘のとおり、誤った理解が広がり、混乱を生ずることのないよう配慮する必要があるものと考えます。</p> <p>こうした観点からも、今後、NHKにおいて、実施可能な具体策が検討されるべきであり、その旨を追記しました。（報告書（案）P. 37）</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>(中略) 受信規約の改正等の措置を講じるべきかどうかNHKにおいて検討すべきである。</p> <p>ただし、こうした措置を講ずるとした場合、実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要である。具体的な手続については、今後、受信料契約事務の実務を担っているNHKにおいて検討を行い、実施可能な具体策が実際に見出されることが前提となると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>上記措置を講ずるとした場合は、</p> <p>(中略)</p> <p>なお、こうした措置を講ずるとした場合は、(後略) (NHK)</p> <p>○ ケーブルネットワークが、光化された結果、衛星放送が特にセットボックスがなくとも薄型テレビさえあればいつでも、すぐに衛星放送が見られる。このかぎりでは、NHKが、現行放送法上、衛星契約を要求するのは理解が出来る。ただし、マンションにしる、ケーブルテレビにしる、本人が地上放送しか見ないので地上契約のみ契約するといえ、NHKは受け入れるべきと思う。衛星デジタル放送では、最初見る時に、設置に係る個人情報を求めるメッセージがテレビ画面に表示される。NHK衛星放送を見たくない人は、メッセージを無視すればよく、地上契約のみでよい。また、常時当該メッセージを出すことにより、ある程度いわゆる「フリーライダー」を防止できる。(見たい人にとっては、当該メッセージがわずらわしく感じられるので、結局契約を結ばざるを得なくなるであろう。) これは、放送法32条の改正にも関連してこよう。また、一般事項としてケーブルテレビ視聴者の契約義務、支払い義務についても現行放送法が適用になることを有線テレビの法律上も明確にすべきであろう。(個人)</p>	

5. 「7 その他研究会で議論した事項」に対する意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
7(1)	NHKの衛星放送の有料放送化と地上契約・衛星契約の一本化	38	○ NHKは、あるときは「衛星放送は、特別料金を受益者に負担させた付加サービス」といい、また別のときには「地上放送と一体として提供する放送サービスでございます。」といている。945円もの特別料金をとって一部のものに番組を提供するのは、公共性とどう折り合うのか、いわゆる国民の間で情報格差を助長することになっていないかなど存在価値、意義について改めて考えを整理すべきと思う。（個人）	今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する賛成意見として承ります。
7(2)	受信料の水準	38	○ 順番が全く逆であるとしかいいようがない。本来、公共放送の使命、目的をはっきりさせ、必要な業務を議論してから金の議論に入るべきである。目的や金の総額を決めないから金の使い方がでたらめになる。（個人）	今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する参考意見として承ります。
7(4)	契約率、支払率等の地域間格差	39	○ NHKは、毎年の業務報告書において、都道府県別契約件数を公表している。これの、世帯別、事業者別の内訳を公表すべきである。以前にもNHKに伺ったりして求めたことがあるが、当該データは得られない旨、言われた。外部のデータで得るのが困難であるのならまだしも、ご自分の中で得られるデータであり、用意しておくべきではないでしょうか。さらに、不払い者について、都道府県別、世帯別・事業者別の数字も併せて公表すべきである。東京・大阪の大都市と、地方とでは契約率においておそらく10ポイントを降らない大きな地域間格差が生じているであろう。大きな不公平が長期にわたり継続している状況であり、早期に是正されねばならない。（個人）	「取りまとめ（案）」P.39に記載したとおり、契約率、支払率等の地域間格差については、まずは、NHKにおいて、地域間格差が生じているか否かを調査する必要があるのではないかと の意見も示されたところです。 なお、ご指摘のデータを受信契約の状況などの基礎的データの公表の一環として公表するか否かについては、契約率等が公平負担を示すための重要な指標であることを十分考慮の上、NHKにおいて、今後検討されるべきものと考えます。

6. その他の意見

※各項目内の提出意見は、グループ化可能なものを一つの区分として整理。

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
1	受信料制度	1-2	<p>○ NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求めることを取りやめ、受信契約を自由化すべきです。視聴を希望する世帯が自由意志に基づいて契約するのが妥当です。契約し視聴する権利もあれば、反対に協会の放送だけを拒否する権利もあります。公共制度といえども受益者負担がもっとも公平です。電気、ガス、水道、電話、これら公共サービスは、契約は任意で、全て払わなければ停められます。公共と称して契約を強制する NHKの形態は、他の本当の公共サービスと乖離しており、こんなことを容認していれば満足な経営改善は成されません。（個人）</p> <p>○ NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に負担を求めることを取りやめ、受信契約を自由化すべきです。視聴を希望する世帯だけが自由意志に基づいて契約するのが妥当です。</p> <p>J A F（社団法人日本自動車連盟）という自動車のロードサービスがあります。自動車の有無に関係なく入会・退会が自由で契約は強要されません。スクランブル放送を施し、NHKも J A F 同様に自由な契約形態を取るべきです。（個人）</p> <p>○ 放送法第 32 条を抹消して、受信料制度のみならずNHKの商業的活動の制約を撤廃すべきです。受信料金改訂、サービスや割引特典の設定などの自発的改善が容易になります。受信料金は、省庁や総務大臣が決めることではありません。本来はNHKと視聴者との間で自然に決まるものです。またそうなるよう、契約の自由化が必要なのです。目先の値下げが必要なわけではありません。あこぎな商いは、自由経済の中では淘汰されます。この中で生き残ってこそ本当の経営改善です。総務大臣の言う「義務化」は逆効果で単なる甘やかしでしかありません。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する参考意見として承ります。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ 「公平」ということが、どういうことなのか、きちんと議論されていないことも問題ですが、それ以前に民放がなかった時代とは根本的に状況が変化しており、受信料制度を根本的に見直すべきと考えます。NHKを見ることができなくても、困る人はいません。災害が発生しても民放各局が対応できます。したがって、受信機を設置した世帯に契約を強制する法律は廃止すべきです。公平性を確保するには、受信料を支払った人だけがNHKを見ることができるようになればよい。したがって、NHKはスクランブル化を行うべきと考えます。これは技術的には容易に実現することができます。（個人）</p> <p>○ 国家機関でない独特の法人であるはずの団体であるが、予算の承認権が国会議員にあることなどから、関根昭義・前放送総局長が、番組内容を政治家に事前に説明することについて「当然」と発言したり、予算市議の折には協会の会長が国会議員に頭を下げにくるなどその役割を果たしていない。国家から独立するということは、逆に言うなら国家や国会議員から擁護されてもいけないということを認識すべきである。片山前参議院議員のように己の子息がNHKの職員であるために必要以上に擁護を繰り返していたことも早々に是正すべきである。（個人）</p> <p>○ 予算の検討をしているはずの収支予算であるが、現実には平均1200万円不足もの高額な職員給与がそのまま素通りになっており承認機関として機能していない。収支予算の承認に関しては国会が行うのではなく、国民が直接行えるようにすべきである。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する参考意見として承ります。</p>
2	受信契約等の現状	3-4	<p>○ 平成18年度の支払率が改善していることをふまえ、次のとおり修正されることを要望します。</p> <p>受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、（以下略）（NHK）</p>	<p>不祥事を契機として受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加しましたが、その後、支払率についてはやや改善が見られるところであり、未契約者等はここ10年間で一貫して増加しているものではないことから、ご指摘の趣旨を踏まえ、未契約者、不払者に関する記述を修正しました。（報告書</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
				(案) P.3)
			<p>○ NHKに対して、平成17年以前4年間における未契約件数の理由別内訳（平成18年については、とりまとめ(案)page3に掲載。）、未収者数約300万件の理由別内訳（「不祥事による不払い」の他）、難視聴対策および列車など移動体での衛星放送受信を目的とした特別契約1万件のそれぞれの内訳、解約における理由のうち廃止（毎年約170万件）のさらに理由別内訳（即ち、機器の故障によるものか、機器の廃却によるものかなど）に関して文書開示の要求を行ったが、当該データは得られないというご返事をいただいている。我々、視聴者、国民が、受信料収納状況の実態を理解できるよう、NHKは経営基礎資料を整備、公表すべきではなからうか。また、これはNHK経営トップにおいても、日頃の経営基礎資料として、各種分析を行う上で必要ではないでしょうか。（個人）</p>	<p>「取りまとめ(案)」P.23に記載したとおり、今後、NHKにおいて、基礎的データの公表などの取組みを実施することが適当と考えます。</p> <p>なお、推計方法、受信契約の状況のほか、どのような基礎的データを公表するかについては、契約率等が公平負担を示すための重要な指標であることを踏まえつつ、今後、NHKにおいて検討されるべきものと考えます。</p>
3	受信料体系	5-9	<p>○ 放送法32条を廃止すれば、民意に添ったサービスをNHKが自主的に促進させることができます。割引制度も省庁や総務大臣が認可決定することではなく、NHKと視聴者との間で積極的に設定されサービス向上されるべきです。またそうなるよう、契約の自由化が必要なのです。（個人）</p> <p>○ 受信料は元々、日本放送協会という団体を維持、運営するための特殊な負担金であるのだから、料金体系は単純にすべき。新たに衛星などが必要なのであれば、その維持運営に必要な料金をきちっと算出し、値上げなどを行うのが理想。ただし、その値上げが職員の給与を上げる目的にならないよう配慮されるべき。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。</p>
8	おわりに	40	<p>○ 公平・公正という考え方は総務省及びNHKと我々のような受信者では明確に意味が異なる。不公平と感じている視聴者は、放送法第32条に定められた設備を設置した者は必ずNHKを見ることがあるだろうといった前提の元で、払う人と払わない人がいることに対してである。これらの人たちに関しては本当に見ないのであれば払う必要はないと考えていることも考えねばならない。</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ(案)」に対する参考意見として承ります。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>また、こういった議論は本来NHKから出てくるべきことであって総務省から援護的にでてくるものではない。必要以上に総務省が関わることでNHKへの不信感を増大させている原因であることを認識すべきである。まず行うべきは、公正中立の確立。職員の年収の是正（公務員レベルまで改訂すること）、予算の承認を国民が直接下せるようにすることである。この手段として、国会議員の身内のNHKからの排除、及び経営陣の業務記録、面会記録の保管。金集めの議論はその後で十分。（個人）</p>	
	その他の意見		<p>○ NHK衛星放送契約の強制的な被害についての件です。2006年2月頃のことです。横浜市西区戸部本町に一人住まいの伯母（90歳、認知症、介護度2）の元へ、NHKの営業マンが上記の契約を強制的にさせたのです。本人はNHKを信用していたので、その営業マンの言われるがままに契約書に捺印してしまいました。6月頃、親戚の者が伯母の家へ行ったところ、NHK衛星放送契約の葉書が来ていたので聞いたすと、伯母は何も知らないと答えた。ましてや、現代におけるテクノロジー商品など全く知らない伯母は、BS放送など見方も知らなければ、存在も知らないのです。その後、NHKの横浜西口営業センターに解約の旨、申し入れすると「今後の分は解約できるが、今までの分は解約できない」と言われました。そこで、神奈川県消費者センターに相談を持ちかけた結果、このような形で意見書を送らせて頂きました。現在は、8月の時点で契約解除をしたが、金額の問題ではなくこのような理解能力がなく、認知症で一人暮らしの老人に強制的に契約させた事が絶対に許せません。ただ、伯母の自宅周辺はNHKのカラー衛星放送が見られる地域だったが、本人はそんな事情は全く知る由もなく、ただ言われるがままに契約をさせられてしまった。このような悪質な行為が許されていいのでしょうか？ご意見をお伺いさせて頂きたいと思いません。契約解除に当たり、伯母が老人ホームに入る為と申ししたところ、その老人ホームの所在地や詳細を教えなければ絶対に解約させないと言われました。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する参考意見として承ります。</p>

項	項目	頁	提出意見（提出者名）	意見に対する研究会の考え方
			<p>○ NHKの受信料の歴史など詳しく拝見でき、大変参考になりました。さて、NHKの受信料下げなどNHKの受信料について下げるばかり記載されていますが、受信環境に対する不公平感などについての記載はありません。NHKの経営には受信料と税金が使われております。これらの用途は、テレビのみならずラジオにも使われており、ラジオに対する受信料が廃止になったとしてもこれらを総合するものであると考えております。また、ラジオに関しては受信料を徴収していないことから100%税金で行っているともいえます。ところが、ラジオ、特に第2放送は入りにくいところがあり、たとえば私の住む滋賀県ではラジオによる語学放送をまともなノイズレベルで聴くことはできません。これでは公平とはいえません。たとえば、ラジオにかかっている経費などは、受信可能な市区町村単位で税金を負担するなどして全国一律でできていないものに国民全員が支払っている国税は使うべきでないと考えます。このあたりの視点がまったく欠いている、東京で議論している人には分からないところだと思います。このことについてご意見いただきたく思います。（個人）</p>	<p>今般の意見募集に係る「取りまとめ（案）」に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、「取りまとめ（案）」P.25に示したとおり、昭和43年度の収支予算の国会承認により、ラジオ放送のみの受信契約である契約乙は廃止されましたが、受信料自体はラジオを含むNHKの業務運営の維持運営のための特殊な負担金であり、NHKのラジオ放送は、現在も、基本的に、受信料を財政的基盤として実施されているものです。</p>